

■ 第4回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和元年8月27日(火)

会 場：新潟労働局2F会議室

(事務局)

少し時間より若干早いですが、皆さまお揃いですので、只今から第4回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆さま全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、第1回の本審におきまして、異議申出に関する審議につきましては非公開とすることが決定しておりますので、本日は議題が異議申し立てに関する審議のみとなっておりますので、非公開となります。

それでは、以後の議事進行を会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会 長)

それでは、議題の異議の申出について審議に入ります。まずは事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

異議の申出についてご説明いたします。

去る8月9日付けで答申をいただきました新潟県最低賃金の改正につきまして、添付資料のとおり労働組合団体から37件の異議の申出がございました。昨年は45件の異議の申出でありましたので、昨年より8件申し出が少なくなっております。

それでは、受付順にそれぞれの申出内容の要旨をご説明いたします。申出書は一括して資料ナンバー2になります。

まず最初、申出人は[]氏です。申立書の内容は、審議会は時間額830円を答申しました。この時給額からすると、1日8時間休まず働いて、月14万6,000円、年収175万円です。これはワーキングプアといわれる社会の現実から目をそらし、憲法第25条の生存権や、労働基準法第1条、労働者が人たるに値する生活を営むとする規定から脱法しており、これでどんな暮らしができるのでしょうか。今年度の答申に強く異議を申し立てます。とし、さらに地域間格差解消へ一層の努力を要請し、全国一律最低賃金制度の確立と、今すぐ時給1,500円の実現を強く求めるとしてあります。

次の申出書は、申出人は[]氏からの異議申出になります。申出内容は、1,2019年度の新潟県の最低賃金830円については不服です。2.新潟県最低賃金は新潟県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、直ちに時間額1,000円以上に引き上げるべきです。との異議を申し出てあります。

理由につきましてはおのおの項目のとおりですが、要約しますと、第1に830円という定額

では、フルタイムで年間1,800時間働いても、149万4,000円にしかならず、一方で最低生計費試算調査によると、新潟市における25歳単身者の最低生計費は、時給1,624円必要で、新潟県最低賃金は、最低限必要な生計費の半分以下です。

第2に、830円の引き上げでは、今ある大きな地域格差縮小しません。若年層世代の他県への転出が顕著となっており、これでは地域経済の後退、衰退に拍車がかかるばかりです。

第3に、政労使で合意した最賃1,000円実現の事実上の先延ばしであります。第4に公正な審議および審議内容の公開が十分なされていないため、最賃委員、専門部会委員の公正な任命と、専門部会並びに異議の申出に係る審議会の公開が必要です。と述べております。

これ以降の労連の申出書以降のものについては、新潟県労働組合総連合傘下の労働組合から全て提出されたものです。内容につきましては、今ほど読み上げました新潟県労働組合総連合議長の本主張と同じであり、ほかに35組合と複数のため、申し出された組合名の読み上げは省略させていただきます。

異議申出は以上となります。

それでは、異議申出につきまして局長から諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、局長、会長、白線のところへお願いします。

(労働局長)

こちらが諮問文になります。よろしく申し上げます。

(会長)

わかりました。

(事務局)

これから委員の皆さまに諮問文の写しを配布させていただきます。

(会長)

只今、局長から、最低賃金審議会の意見についての異議の申出について諮問を受けたところです。内容はそこにあるとおり、審議会の意見を求めるというものでございます。これにつきまして、皆様からご審議いただきたいと思います。

まず、労働側からご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(桑原委員)

今回の830円は、公労使それぞれの委員が真摯な審議で決定したものですので、再審議の必要はないと考えます。

(会長)

ありがとうございました。

次に、使用者側からご意見をお願いいたします。

(佐藤委員)

使用者側も同様でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

他に何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、労使共に真摯な意見交換を行った末、たどり着いた結論であるということでございます。

では、令和元年8月9日付の答申は、審議を十分に尽くした結果であるので、8月9日付けで、答申したとおり決定することが適当である旨、決議してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、このとおり決議いたします。事務局、答申文を準備してください。

(事務局)

それでは、答申文を読み上げます。

令和元年8月27日

新潟労働局長

奥村 伸人殿

新潟地方最低賃金審議会

会長 永井 雅人

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和元年8月27日貴職から8月3日付け新潟県最低賃金の改正決定にかかる当審議会の意見に対する、別紙のとおり合計37件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容および理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和元年8月9日付け答申どおり決定することが適当である。

次のページについては、読み上げを省略させていただきまして、皆さまの方でご覧いただきたいと思います。

(事務局)

それでは、会長と局長は中央へお願いします。

(会 長)

以上のとおり答申いたします。

(労働局長)

ありがとうございます。

(会 長)

以上をもちまして、議題の異議の申し出に関する審議を終了いたします。

審議事項は以上でございますが、事務局から情報公開に関しましての議事録の取り扱いについて、報告がございます。それでは、事務局、告をお願いいたします。

(賃金室長)

ご報告いたします。

議事録のホームページ掲載についてです。審議会の議事録については、従前から厚生労働省は作成の上、ホームページに掲載しており、他局でもホームページに掲載しているところがありますが、当新潟局では議事録は作成し、情報公開請求があれば情報開示しておりますが、ホームページには掲載しておりませんでした。

そこで今年度の審議会分から議事録を作成し、当新潟労働局のホームページに掲載することとしたいと思います。ただし専門部会の議事録についてはホームページに載せず、従前どおり情報公開請求があれば情報開示するということにいたします。また、ホームページ掲載に当たっては、議事録署名人の方から改めて再チェックをしていただく形をとりたいと思います。以上の方法で行いたいと思います。

(会 長)

ただいまの報告に関しまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(委 員)

今、全国的にはどれくらいの局でホームページに開示されているのですか。

(事務局)

正確には確認はしておりませんが、約半数くらいだと思います。

東京、大阪局、福岡局などが議事録をホームページ上で載せております。大体半数ほどがホームページに掲載していると思います。北陸地方の労働局は、議事録は作成していますが、ホームページ掲載を行っているとはありません。

(事務局)

例外があるかもしれませんが、一般に政労使による政策審議会につきましては、厚労本省は全て公開していると思います。地方労政審議会の議事録についてもホームページで公開してい

ます。我々も考えたところ、最低賃金審議会が公開していない理由に欠け、明確な理由がないのではないかとということで、一般的なルールにならって開示すると判断したものです。

(会 長)

他にはいかがでしょうか。いいですか。ただいま報告があったような状況ですので、取り扱いについては事務局で行っていただければと思います。

他に事務局、何かありますか。

(賃金室長)

それではあと1点、添付資料の説明をしたいと思います。資料ナンバー3をご覧ください。地域別最低賃金について、全国の地方最低賃金審議会の答申の状況を、厚生労働省が8月9日に報道発表したもので、答申のポイントを5点明記しています。ご覧いただきたいと思います。

また、先日、最低賃金の引き上げに際して、本審議会からも当新潟労働局に対し、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援に係る取り組みを強く求められたところです。

お手元に「働き方改革支援ハンドブック」と題するパンフレットを配布しております。これは働き方改革支援に関連して、厚生労働省が実施しております施策事業をご案内しているもので、個々の相談事業、助成金事業等を紹介してございます。ご覧いただければと思います。

(会 長)

ありがとうございました。

他に何かこの場でのご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の審議を終了いたしたいと思います。議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは佐藤委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

今後の予定ですが、特定最賃の専門部会の推薦の公示を今月30日まで行っております。推薦公示の締切後、労働局長の任命手続きを経て、その後日程調整を図っていきたく思っています。具体的には9月の最終週から10月いっぱい、若しくは11月の中旬にかけて、集中的に審議を行っていく予定で考えております。

それでは以上をもちまして、第4回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。